

## 防犯に関する施策について

### 1 障害女性に対する性犯罪防止対策

- 警察安全相談への的確な対応（事件検挙、指導・警告、防犯指導等）
- 子ども女性安全対策班による活動の推進
  - ・ 性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じる「先制・予防的活動」の専従班（子ども女性安全対策班）を平成21年4月に設置し、被害の未然防止対策を強化。
- 障害者虐待防止法を踏まえた障害者虐待事案への対応
  - ・ 障害者虐待に当たる事案を認知した場合には、警察として必要な措置を講じるとともに、速やかに市町村に通報。

### 2 障害者への理解を促す研修（警察学校等における研修）

- 人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定め、人権教育を積極的に実施。
- 障害者の人権に配慮した適正な職務執行を期するため、警察学校や警察署等の職場において、職務倫理（障害者の人権に配慮した警察活動を含む。）の講義、障害者施設等での介護実習、部外有識者による講話を始めとする障害者の特性や障害に配慮したコミュニケーション方法等への理解を深めるための研修等、障害者との共生社会の実現に向けた教育を実施。
- 警察庁において、「障害をもつ方への接遇要領」（平成16年）、「人権に配慮した警察活動のための手引」（平成20年）を作成し、都道府県警察における研修に活用。

### 3 障害者へのコミュニケーション支援

- FAX110番、メール110番の周知
  - ・ 事件・事故の際、聴覚障害者が警察に対する緊急通報を円滑に行えるようにするため、特別支援学校（聾学校）の生徒や職員に対して、FAX110番やメール110番の通報要領等に関する講習を実施。
- 警察版コミュニケーション支援ボードの活用
  - ・ 交番等における道案内、遺失物、被害や交通事故の申告等の取扱いに際して、用件の把握及び対応に活用。

